

豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（市民税の申告）</p> <p>第35条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6～8</u> 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の <u>給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>	<p>（市民税の申告）</p> <p>第35条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6</u> <u>第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7～9</u> 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その</u></p>

(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者_____

_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の

公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべ

旨

(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において

同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、扶養親族 (控除対象扶養親族を除く。) を

有する者若しくは単身児童扶養者である者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する

公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、

その旨

(4) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべ

き事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税にかかる不申告に関する過料)

第35条の4 市民税の納税義務者が第35条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2及び3 略

き事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税にかかる不申告に関する過料)

第35条の4 市民税の納税義務者が第35条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2及び3 略

附 則

第15条の2 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3 略

附 則

第15条の2 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3の2 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の5の規定により読み替えられた第74条の6第1項

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条_____に規定する3輪以上の軽自動車に対す

の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第74条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対す

る当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 _____ を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

る当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記1 参照】

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回

第16条の2 削除

車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記2 参照】

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記3 参照】

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その

延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第78条及び第79条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

【別記 1】 (附則第16条新第 2 項関連)

改正後 (案) 新設

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

【別記 2】 (附則第16条新第 3 項関連)

改正後 (案) 新設

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

【別記 3】 (附則第16条新第 4 項関連)

改正後（案） 新設

第2号ア（イ）	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
第2号ア（ウ） a	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
第2号ア（ウ） b	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、個人の市民税（第2号に該当する者にあつては、第51条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しないものについては、この限りでない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、個人の市民税（第2号に該当する者にあつては、第51条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しないものについては、この限りでない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

表 略

2～4 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

表 略

2～4 略

5. 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年豊明市条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利率)</p> <p>第14条 _____</p> <p>_____</p> <p>災害援護資金は、_____</p> <p>_____据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。</u></p>
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除_____<u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条</u>までの規定によるものとする。</p>

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（保険料率）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,400円とする。</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,400円とする。</p> <p>3 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和元年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に該当する者 23,100円</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号に該当する者 36,400円</u></p> <p><u>(3) 第1項第3号に該当する者 44,600円</u></p>

豊明市農村集落家庭排水施設条例（昭和57年豊明市条例第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用料の額）</p> <p>第7条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排水施設に排除した排水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に、<u>100分の108</u>を乗じて得た額とし、</p> <hr/> <p>___1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>（使用料の額）</p> <p>第7条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排水施設に排除した排水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を加算した額</u>とし、</p> <p>1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

豊明市下水道条例（平成3年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に、<u>10分の108</u>を乗じて得た額とし、</p> <hr/> <p>_____1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を加算した額</u>とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>（略）</p>

豊明市有料駐車場条例（平成元年豊明市条例第3号）新旧対照表

【別表第3】

現行

駐車場名	区分	料金
(略)		
前後駅南月ぎめ駐車場	1月	1台につき <u>8,220円</u>
豊明駅南月ぎめ駐車場	1月	1台につき <u>6,170円</u>

改正後（案）

駐車場名	区分	料金
(略)		
前後駅南月ぎめ駐車場	1月	1台につき <u>8,360円</u>
豊明駅南月ぎめ駐車場	1月	1台につき <u>6,270円</u>